

大田市告示第19号

大田市公の施設の使用料、入場料等に係る減免基準に関する要綱（平成31年大田市告示第39号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月18日

大田市長 楫野弘和

第2条第2号中「浴場利用料金及び入館料」を「入館料及び入場料」に改め、同条第4号及び第5号を削る。

第4条第3項を削る。

別表第1中「別表第1施設使用料」を「第11条」に改め、同表大田市サンレディー大田の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第181号）別表第1及び別表第2に規定する利用料金の項を削る。

別表第2に次のように加える。

大田市石見銀山龍源寺間歩の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第185号）別表に規定する入場料
--

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

区分	減免率
1 市（行政委員会及び附属機関を含む。）が主催又は共催して行う会合又は行事で使用するとき。ただし、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が公の施設の管理を行う施設（以下「指定管理施設」という。）は除く。	100%
2 市内に住所を有する幼児、小学生及び中学生（以下「小・中学生等」という。）並びに小・中学生等で組織された市内に主たる活動拠点を有する団体（部活動を含む。）が使用するとき。ただし、大田市都市公園条例第6条に規定する施設及び指定管理施設の場合は	100%、大田市都市公園条例第6条に規定する施設及び指定管理施設の場合は50%

3 市内の障がい者団体が使用又は利用するとき。	50%
4 個人使用又は利用の場合で、市内の障がい者（介護人を含む。）が使用又は利用するとき。	
5 市長が公益上特に必要と認めるとき。	100%又は50%

別表第4（第4条関係）

区分	減免率
1 個人使用又は利用の場合で、市内の障がい者（介護人を含む。）が使用又は利用するとき。	50%
2 市長が公益上特に必要と認めるとき。	100%又は50%

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。